

第3章 計画の展開と重点取組事項

第3章 計画の展開と重点取組事項

消防力整備計画の策定趣旨や現在の消防事務の処理状況、計画期間を含む将来の消防需要についての整理を踏まえ、目指すべき将来像を実現するための方針に基づく重点取組事項と成果指標を示します。

1 基本理念

「安全で安心な暮らしを実感できる地域の実現」

消防力整備計画は、消防の目的（消防法第1条）を果たすため、消防広域化によるスケールメリットを最大限に活用し、いかなる情勢下においても地域住民の負託に応えることのできる盤石な消防組織を目指し、「安全で安心な暮らしを実感できる地域の実現」を基本理念として推進します。

2 基本方針

基本理念のもと、目指す組織の将来像を実現するために3つの基本方針を設定します。

○ 基本方針1 「住民サービスの更なる向上」

地域住民の安全で安心な生活の実現に向け、現場到着時間の短縮、初動・増援体制の強化と火災予防の強化を積極的に進め、住民サービスの更なる向上を目指します。

○ 基本方針2 「消防を支える組織体制の強化」

地域の実情、消防需要を的確に把握し、人員、消防装備などの消防力をより効率的に運用するとともに、災害時に消防力を最大限発揮することができる消防組織体制を整備します。

○ 基本方針3 「組合運営を支える組織マネジメント」

将来を見据え、多様化する住民ニーズに的確に対応できる組織体制を整備するため、経営資源を最大限有効活用できる組織運営を目指します。

3 重点取組事項

(1) 取組みの体系

基本方針に基づき、10の重点取組事項とこれに対する27本の取組みの柱を掲げ、施策事業を展開します。

重点取組事項は、3つの基本方針ごとに、消防が処理する事務を、分野別、種類別等に区分し設定するもので、それぞれ現状と課題を分析のうえ、重点取組の方向性を導きだし、取組みによる成果を目標値（成果指標）として示します。

定めた重点取組の方向性から取組みの柱を掲げ、重点取組の係る実施事業を計画しています。（表 3.1）

表 3.1 基本方針に基づく重点取組事項と取組みの柱

基本方針	重点取組事項	取組みの柱
基本方針1 住民サービスの 更なる向上	1-1 消防体制の充実強化	指揮体制の強化 消防活動の統一化 救助体制の高度化 消防広報の推進
	1-2 救急体制の充実強化	救急活動体制の強化 応急救護体制の推進 安全管理体制の推進
	1-3 防火安全対策の推進	火災予防の推進 住宅防火対策の推進 事業所防火安全の推進 放火防止対策の推進
	1-4 大規模災害への 対応力強化	BCP 策定の推進 緊急消防援助隊活動の強化 震災対応活動の向上 災害対応体制の強化
基本方針2 消防を支える 組織体制の強化	2-1 施設・設備の 充実強化と効率化	車両更新計画の策定 車両装備・資機材の研究 高機能消防通信指令システムの更新
	2-2 人材育成の推進	職員研修の推進 業務専門研修の推進 予防業務の高度化
	2-3 関係機関との連携強化	関係機関との連携
基本方針3 組合運営を支える 組織マネジメント	3-1 将来を見据えた 消防体制の検討	持続可能な組織体制の構築 将来を見据えた部隊配置の検討 将来を見据えた部隊運用の検討
	3-2 消防施設の長寿命化	庁舎施設の長寿命化
	3-3 財政基盤の安定化	中期財政計画の策定

(2) 消防組合全体の指標

この計画を推進し、各種取組みを展開していく上で、それらの成果の積み上げが、目指す将来像の実現に向かって前進しているかを検証していくために、2つの消防組合全体の指標と目標値を設定します。(表 3.2)

表 3.2 消防組合全体の指標と目標値

指標項目	基準値	中間目標値 (5年経過)	最終目標値 (10年経過)
火災発生件数	92件 (平成30年中)	90件	88件
救命率 ※	5.2% (過去5年平均)	5.4%	6.6%

※ 心肺停止の時点に住民等に目撃された症例に対して、1か月後に退院した人数の割合(心肺停止に陥った原因が心原性に限る。)基準値は、過去5年間の平均とする。

◎ 「火災発生件数」について

住宅防火の推進や事業所等への働きかけ、また、火災原因究明等のデータに基づく類似火災の防止広報等により、年間の火災発生件数の減少を目指します。

◎ 「救命率」について

救命率を向上させるためには、予防救急、バイスタンダー^⑦の育成、救急救命士をはじめとする救急隊員の資質の向上が必要不可欠であり、いわゆる救命の連鎖^⑧がスムーズにつながる事が最も重要であることから、バイスタンダーによる心肺蘇生の実施率、通信指令員による口頭指導、救急隊員の資質を向上させ、救命率の向上を目指します。また、緊急度・重症度の高い傷病者の元いち早く向かえるように、予防救急や救急車の適正利用を推進します。

⑦バイスタンダー：救急現場に居合わせた人のこと。

⑧救命の連鎖：急変した傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行い。

救命の連鎖は4区分(「心停止の予防」、「心停止の早期認識と通報」、「一次救命処置(心肺蘇生とAED)」、「救急救命士や医師による高度な救命医療を意味する二次救命処置と心拍再開後の集中治療」)により構成される。

第3章 計画の展開と重点取組事項

(3) 各重点取組事項

各重点取組事項に係る施策事業は次のとおりです。

全ての取組みに「成果指標」と「取組み指標」を設定し、事業成果や取組みの状況を評価・検証します。